

医業等を営む方の個人事業税の所得計算について

福岡県（H29. 10）

医業等を営む方の社会保険診療にかかる所得は、事業税では非課税とされています。

福岡県では、下記の方法により、所得税の所得金額を収入金額で按分計算し、個人事業税の課税所得を計算します。

医業等とは

医業、歯科医業、薬剤師業、
あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業をいいます。

事業税額の算定方法

所得税の所得金額＋所得税の事業専従者給与控除額（自由診療分）＋青色申告特別控除額(医業

$$\begin{array}{r} - \text{所得金額（社会保険診療分}^*1) \\ - \text{各種控除額}^*2 \text{（自由診療分）} \end{array} - \begin{array}{r} \text{事業税の事業専従者給与控除額（自由診療分）} \\ \text{事業主控除額} \end{array} = \text{課税標準額}$$

*1 社会保険診療分の所得金額等の算定方法については、2頁を参考にしてください。

*2 各種控除

(損失の繰越控除 被災事業用資産の損失の繰越控除 事業用資産の譲渡損失の控除 事業用資産の譲渡損失の繰越控除)

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{事業税額}$$

収入按分の方法について

通常、原価や経費について、社会保険診療にかかるものか自由診療等にかかるものか区分することが困難であるため、収入按分の方法によって社会保険診療にかかる経費等を算定します。

〈使用する按分率(%)〉（%の小数点2位以下切り捨て）

按分率A【原価】

自由診療等収入^{*3}

社会保険診療収入＋自由診療等収入^{*3}

按分率B【経費】

自由診療等収入^{*3}＋雑収入

社会保険診療収入＋自由診療等収入^{*3}＋雑収入

*3 「自由診療等収入」とは、医療行為に係る収入金額から社会保険診療収入を除いた収入です。

◆社会保険診療分の所得金額等の算定方法については下記を参考にしてください。

①租税特別措置法第26条の適用を受けている方

社会保険診療収入※(ア) - (社会保険診療収入×経費率)※(イ) = **社会保険診療分の所得**

社会保険診療収入 ※(ア)	経費率	概算経費額の算出方法 ※(イ)
2,500万円以下の金額	0.72	(ア) × 0.72
2,500万円超 3,000万円以下の金額	0.70	(ア) × 0.70 + 500,000円
3,000万円超 4,000万円以下の金額	0.62	(ア) × 0.62 + 2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下の金額	0.57	(ア) × 0.57 + 4,900,000円

〈所得税の事業専従者給与控除額(自由診療分)・事業税の事業専従者給与控除額(自由診療分)の算定方法〉

事業専従者給与控除額 × 按分率B

〈事業用資産の譲渡損失額(自由診療分)の算定方法〉

事業用資産の譲渡損失額 × 按分率A

②租税特別措置法第26条の適用を受けていない方

社会保険診療収入 - [{ 原価 × (100-A)% } + { (必要経費 - 事業税額) × (100-B)% }]

= **社会保険診療分の所得** ※必要経費には社会保険診療分の事業専従者給与控除額が含まれます。

〈所得税の事業専従者給与控除額(自由診療分)・事業税の事業専従者給与控除額(自由診療分)の算定方法〉 } 上記①
 〈事業用資産の譲渡損失額(自由診療分)の算定方法〉 } と同様

※原価や経費について、社会保険診療にかかるものか自由診療等にかかるものかの区分が明確であるもの(独自の按分基準による区分は含みません。)について、その内容を確認できる資料を提出していただき確認できたものについては、それぞれの所得として区分し、残りの区分できない経費等をA・Bの収入按分の方法によって算定します。

計 算 例

(単位:円)		按分率A (%の小数点2位以下切り捨て)
① 収入金額 20,000,000	社会保険診療収入	5,000,000
	自由診療収入	14,000,000
	雑収入	1,000,000
② 原価		14,000,000 / (5,000,000 + 14,000,000) = 0.736 ... 73.6%
③ 経費		(14,000,000 + 1,000,000) / 20,000,000 = 0.75 ... 75%
	うち事業税額	
④ 所得税の事業専従者給与控除額	500,000	
⑤ 青色申告特別控除額(医業分)	650,000	
⑥ 所得税の所得金額 (=①-②-③-④-⑤)	5,850,000	

◆社会保険診療分の所得

5,000,000 - [{ 3,000,000 × (100-73.6)% } + { (10,000,000 - 300,000 + 500,000) × (100-75)% }] = 1,658,000 (円)

◆所得税の事業専従者給与控除額(自由診療分)および事業税の事業専従者給与控除額(自由診療分)

500,000 × 75% = 375,000 (円)

◆事業税額の算定

(5,850,000 + 375,000 + 650,000 - 1,658,000 - 375,000 - 2,900,000 (事業主控除)) × 5% (税率) = 97,100

事業税額 97,100円 (100円未満切り捨て)

医療・歯科医療の事業報告書や、所得税の確定申告で提出された決算書等その他経費等の額を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。詳しくは、管轄の県税事務所へお尋ねください。